

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月25日

徳島県監査委員 稲田米 昭
 同 矢田佳 穂
 同 井関 穂
 同 黒崎 章
 同 古川 志

監査結果の公表年月日	平成30年2月8日
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>< 徳島県住宅供給公社 > 会計処理において、地方住宅供給公社会計基準及び徳島県住宅供給公社会計規程に基づき行われていないものがある。今後、組織的な確認の徹底を図り、適正な会計処理に努める必要がある。</p>	<p>今回の指摘事項については、理事会において報告を行い、この指摘に基づいた再発防止の取組について、説明を行い了承を得た。 再発防止の取組の内容としては、独立した第三者的な立場で会計事務のチェックを行うため、財務諸表等の作成に際しては、事前に専門家による確認を行うこととした。 また、これまで会計事務について、ミスの要因となる処理がないか等、根本から見直しを行い、事務の再構築を行うとともに、見直しを行った事務については職員研修を改めて行い、人為的ミスの排除を図る。 今後とも、組織的な体制を構築することで、確認の徹底を図り、適正な会計処理に努めたい。</p>